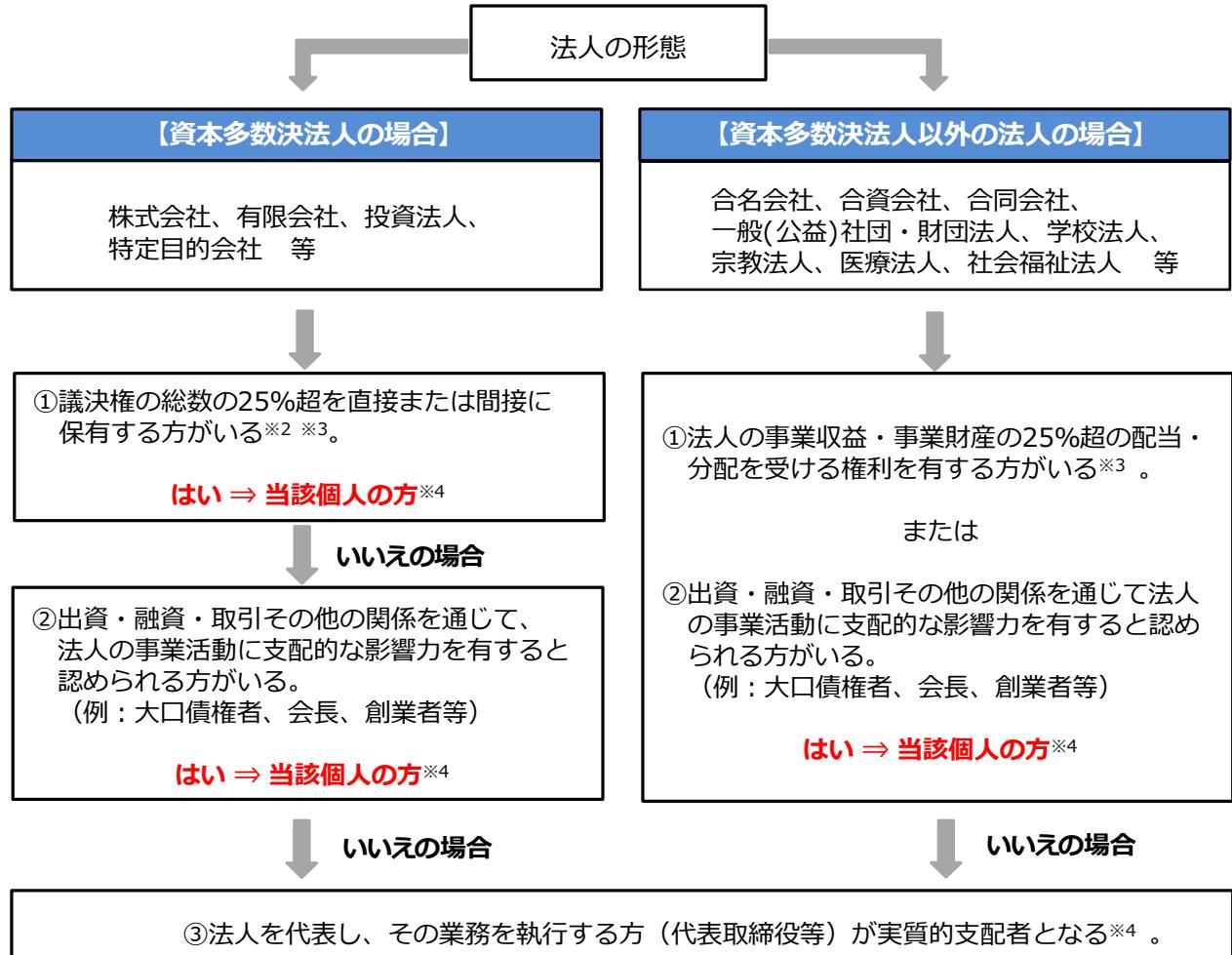


# 法人のお客さまの「実質的支配者」確認方法

## 「実質的支配者」とは

法人の議決権（株式等）のうち、25%超を直接または間接に保有する等、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる関係にある個人（自然人）※1の方をいいます。

具体的には以下、法人の形態別に①～③の順で、該当する方が「実質的支配者」となります。



※1 実質的支配者は原則個人の方ですが、国、地方公共団体、上場企業およびその子会社等の場合は個人とみなします。

※2 間接に保有するとは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます（下記の例をご参照）。

※3 ほかに50%超の議決権または50%超の配当・分配を受ける権利を有する方がいる場合、その個人の方のみが実質的支配者に該当します。また、病気等により、法人を実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は実質的支配者に該当しません。

※4 該当する方が複数おられる場合、その全員が実質的支配者となります。

ご留意いただきたいこと

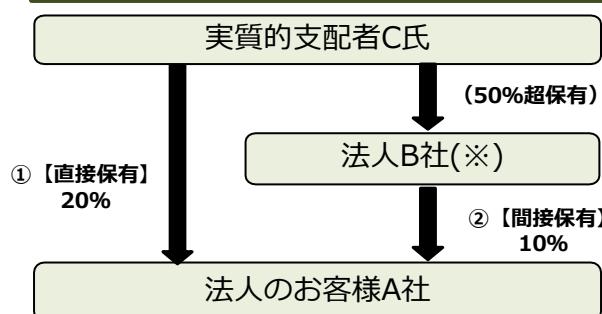
※口座名義人が「国、地方公共団体、上場会社等」の場合は、実質的支配者の確認は不要です。

※実質的支配者が「国、地方公共団体、上場会社等」の場合は、法人名称と本店所在地等をご申告ください。

※病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務執行を行うことができない個人の方は、実質的支配者には該当しません。

※間接保有とは、実質的支配者が「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて議決権を保有していることをいいます。

## 実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例



C氏は、A社の議決権20%を直接保有(①)し、法人B社を通じて議決権10%を間接保有(②)しています。したがって、直接保有と間接保有を合計してA社の議決権を30%保有していることになるため、C氏はA社の実質的支配者となります。

※法人B社は、実質的支配者C氏が議決権の50%超を保有する支配法人。もし、C氏がB社議決権の50%以下しか保有していない場合は、間接保有の10%は計算に含まれないため、C氏はA社の実質的支配者には該当しません。